平成２３年（フ）第５９３号
栃木県宇都宮市陽東７丁目13番15号　くらしま貸家１号、前住所栃木県日光市小代289番地365
債務者　深津　芳子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９８号
栃木県宇都宮市平松本町346番地10　ダンデライオンＣ棟101、前住所栃木県宇都宮市石井町3412番地122　エルタウン８番館201
債務者　鈴木　健之
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０２号
栃木県宇都宮市御幸町45番地13　ハイム88Ａ201、前住所栃木県宇都宮市中久保２丁目14番17号
債務者　髙橋　哲二
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０８号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽3525番地８
債務者　本田　ウリオル　ルイスこと　ホンダ　ウリオル　ルイス　ウンベルト
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１２号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目７番２号
債務者　村井久美子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１９号
栃木県日光市下鉢石町888番地、前住所栃木県日光市上鉢石町1115番地
債務者　小西　喜智
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始中更正

平成２３年（フ）第３９号
石川県羽咋郡宝達志水町敷浪ホ90番地の２
破産者　志雄運送有限会社
1　主文　当裁判所が平成23年９月２日になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「石川県羽咋郡宝達志水町敷波ホ90番地の２」とあるを「石川県羽咋郡宝達志水町敷浪ホ90番地の２」と更正する。
2　決定年月日　平成23年９月12日
金沢地方裁判所七尾支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第７２１号
長崎県佐世保市大塔町2002番地６
破産者　株式会社吉田食品
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１０６５号
千葉市美浜区打瀬２丁目22番地　ミラリオ５番館207号、開始決定時の住所千葉市美浜区真砂５丁目20番５―807号
破産者　小林　一紀
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１号
三重県伊賀市下阿波325番地
破産者　有限会社森商
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第９４号
岡山県真庭市一色39番地３
破産者　有限会社大和社寺企画
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２１０２号
北海道浦河郡浦河町堺町東４丁目２番９号
破産者　浦河製材株式会社
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９１号
仙台市太白区羽黒台７番14号
破産者　東北テクノサービス有限会社
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３６号
千葉市中央区新宿２丁目１番５号
破産者　株式会社サンスイ
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４０２号
千葉県船橋市本中山４丁目３番３棟302号
破産者　田中　良一
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９０３９号
大阪府八尾市東山本新町１―12―20、開始決定時の住所大阪市生野区林寺２丁目８番９号
破産者　大島鐵工所こと　大島　福男
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部